

# 埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院 登録医要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉医療生活協同組合羽生総合病院（以下、当院という）と、地域の医療機関が緊密な連携を保ち、それぞれが役割分担をしながら患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立するために、登録医制度について定めたものである。

(登録、変更、辞退、取り消し)

第2条

- (1) 当院の登録医に申し込みをする医療機関は「登録医申請書」を病院長あてに提出する。
- (2) 登録医情報に変更が生じた場合は、「登録医申請書」を再提出する。
- (3) 登録医を辞退する場合は、「登録医辞退届」を提出する。
- (4) 登録医の登録は、双方に異議のない場合、自動更新とする。ただし、当院の諸規定に違反する行為があった場合や登録医として相応しくないと認められた場合には、当院病院長は登録を取り消すことができる。

(役割、責務)

第3条

- (1) 登録医は、当院に患者紹介を行う場合、必要な患者情報を提供する。
- (2) 登録医は、当院で知り得た患者およびその家族に関する個人情報やカルテの内容について守秘義務を負う。

(共同利用)

第4条 登録医は、当院が保有する医療機器の共同利用ができる。

(患者の紹介および逆紹介)

第5条

- (1) 当院は紹介患者に対し、診療および入院を迅速に行うよう努める。
- (2) 当院は紹介患者の診療情報に関し、診療後に遅滞なく登録医に報告する。
- (3) 当院は容態が安定した紹介患者に対し、原則、登録医に逆紹介する。また、それ以外の患者についても登録医に紹介するよう努める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は当院病院長と登録医が協議のうえ定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から改正施行する。